

青森県商工会議所連合会、青森県中小企業団体中央会、青森県商工会連合会と青森県木材協同組合は、団体又は会員が、直接又は間接的に関与する建築事業において、県産材を積極的に利用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や地域の活性化等に貢献していくため、青森県と協定を締結しました。

建築物における青森県産材利用促進協定



➤ 商工3団体の木材利用の促進に関する構想

- ・団体又は会員が、直接又は間接的に関与する建築事業において、県産材を積極的に利用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や地域の活性化等に貢献していく。
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)第2条第2項に規定する合法伐採木材等をりようすることにより、SDGsに貢献していく。

(構想の達成に向けた取組内容)

- ・団体又は会員が、直接又は間接的に間接的に関与する建築事業において、県産材の積極的な活用に努める。
- ・青森県木材協同組合と連携して、県産材利用の意義やメリットについて、積極的に情報発信する。

➤ 青森県木材協同組合の木材利用の促進に関する構想

- ・団体又は会員が、直接又は間接的に関与する建築事業において、県産材の安定供給等の協力を行うとともに、森林資源の循環利用、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献していく。

(構想の達成に向けた取組内容)

- ・需要に応じた供給体制を整え、求められる品質や量の県産材の供給を適時に行う。
- ・建築事業で利用した木質部材や供給体制の構築等の取組について、他者による取組の参考となるよう、広く情報発信する。

➤ 青森県による構想の達成のための支援

- ・技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介等を行う。
- ・本協定に基づく取組を優良事例として、積極的に情報発信する。

協定締結日：令和8年2月9日

有効期間：協定締結日～令和13年3月末まで

対象区域：青森県